

林業・木材産業分野における外国人材の確保・育成

政策提言先 厚生労働省、農林水産省

政策提言の要旨

林業分野における外国人材の確保・育成につきまして、「森林・林業基本計画」や「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に明記されるなど、外国人材の確保・育成に向けご尽力いただいておりますが、引き続き技能検定制度の早期創設に向け積極的な支援をお願いします。

また「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書における新たな制度及び特定技能制度の対象職種として林業・木材産業分野が追加されるよう取り組みを進めるとともに、こうした制度を活用して円滑に外国人材を受け入れられるよう労働環境等の整備への支援を提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 技能検定制度の早期創設
外国人材の受け入れの前提となる林業分野における技能検定制度を早期に創設すること。
- 技能実習制度廃止後の新たな制度に林業・木材産業分野を対象職種として追加
外国人材を確保・育成できるよう、技能実習制度における2号職種の追加と並行して、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書における新たな制度においても、種苗生産を含む林業・木材産業分野を職種追加すること。
また、特定技能制度についても林業・木材産業分野を対象職種として追加すること。
- 受け入れのための労働環境等の整備
林業・木材産業分野において、外国人材の受け入れを円滑に進められるよう安全教育及び労働環境の整備を支援すること。

【政策提言の理由】

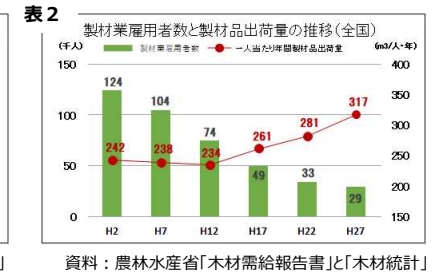
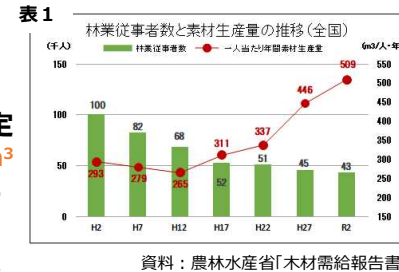
- ・ 我が国の充実した森林資源を活用するためには、先進林業機械を活用した作業システム等を導入し素材等の生産を拡大することが必要です。一方、従事者数は減少しており、効率的な作業システムにも対応できる外国人材を確保・育成することが有効と考えます。
- ・ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書を踏まえ、外国人材を確保・育成できるよう、技能実習制度における2号対象職種への追加と並行して※、技能実習制度廃止後の新たな制度及び特定技能制度の対象職種に林業・木材産業分野を追加することが不可欠です。
なお、林業分野については、種苗生産者も減少傾向にあることから種苗生産も含めた林業全般を対象とする必要があります。
※現行の技能実習制度では2号対象職種として設定されていないため1年で帰国しなければならず、人材の確保・育成が十分に行えない。
- ・ 日本語や労働環境に習熟していない外国人材を受け入れ、育成していくためには、外国語の教材等の作成や指導者の配置による安全教育や仮設トイレ、休憩施設の設置など適切な労働環境の整備支援が必要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課

現 状

【林業・木材産業分野】

- 我が国では森林資源が年々充実し、その活用が地域の経済活動に寄与
⇒森林・林業基本計画において国産材供給量（2030年：4,200万m³）の目標を設定
※R3 国産材供給量：3,372万m³
- 林業・木材産業分野では、効率的な作業システムの導入等により生産性が向上するもの、担い手は減少（表1、表2）
- 木材産業分野の木材加工職種(機械製材作業)は、近々、技能実習制度2号の対象職種として先行追加予定。また、林業分野で技能検定制度の創設が進められている。



【外国人材の受け入れに係る制度をめぐる動き】

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告書（R5.4.19修正案）で示された検討の方向性

- 技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新制度の創設を検討。
- 新制度の対象職種や分野は特定技能制度と一致させる。
- 外国人労働者の日本語能力向上に向けた取り組みを充実。
⇒ 令和5年秋を目処に最終報告書を取りまとめ



課 題

【担い手の確保・育成】

- 我が国の充実した森林資源を活用するためには、素材等の生産の拡大が必要であるが、担い手が減少しており、先進林業機械を活用した効率的な作業システムにも対応できる外国人材の確保・育成が必要。
- 現行の技能実習制度では、2号対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、人材の確保や育成が十分に行えない。
- 林業・木材産業分野は、他産業と比較して労働災害の発生率が高く、特に林業分野については全産業平均の約10倍（全産業2.7%、林業24.7%）となっているため、受け入れにあたっては適切な安全教育及び労働環境の整備が必要。

【政策提言】

- 1 外国人材の受け入れの前提となる林業分野における技能検定制度を早期に創設すること。
- 2 技能実習制度における2号対象職種への追加と並行して、新たな制度及び特定技能制度において種苗生産を含む林業・木材産業分野を対象職種として追加すること。
- 3 外国人材の受け入れを円滑に進められるよう安全教育及び労働環境の整備※を支援すること。
※ 例えば、外国語の教材作成、指導者の配置、仮設トイレや休憩施設の設置など

